

(特定株式等の評価－類似業種比準方式及び純資産価額方式の併用方式－)

[Q19] 特定株式等を類似業種比準方式及び純資産価額方式の併用方式により評価する場合には、どのように計算するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等の価額は、課税時期の時価によらず、「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」によることができます。

類似業種比準方式及び純資産価額方式の併用方式により評価する特定株式等の「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」は、Q13（特定株式等の評価－類似業種比準方式－）及びQ15（特定株式等の評価－純資産価額方式－）に基づき計算することができます。ただし、純資産価額方式による価額を「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」により評価した場合には、類似業種比準方式による価額も「特定非常災害の発生直後の価額（特定非常災害発生後を基準とした価額）」により評価することとなります。

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第3項第2号

措置法通達69の6・69の7共4

評価通達179